

英国一五四七年三号法：『資本論』邦訳誤訳例

福留，久大
九州大学：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1657259>

出版情報：経済學研究. 82 (5/6), pp.169-187, 2016-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

(資料)

英国一五四七年三号法

—『資本論』邦訳誤訳例—

福 留 久 大

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 存在自体が価値を持つ | (2) 『資本論』朗読に驚愕 |
| (3) 木を見て森を見ぬ悪癖 | (4) 『資本論』邦訳書略史 |
| (5) 『資本論』邦訳書三種 | (6) 簡約版『貧民の状態』 |
| (7) 邦訳書誤訳発見の瞬間 | (8) 邦訳書誤訳引継の経緯 |
| (9) 『資本論』原書の記述 | (10) 三人の翻訳者への報知 |
| (11) 長谷部文雄先生の返信 | (12) 向坂逸郎先生の御誘い |
| (13) 岡崎次郎先生の御連絡 | (14) 『植民とキリスト教』 |
| (15) 『資本論』邦訳その後 | |

(1) 存在自体が価値を持つ

人間には、完全無欠の人生もなければ、全面欠落の人生もない、各々その所を得て善悪長短様々の意義を刻んで人生の日々を送れるのである。シェイクスピア(1564～1616)は、『終わりよければすべてよし』の第4幕第3場で、そういう台詞を残している。

「人間の一生は善と悪を絢交ぜの糸で編んだ網だ。時々過失のために笞打たれなけりゃ、随分、美德を自慢してもをられるだらう。また、罪悪を犯しちゃ絶望しちまふだらう、幾らかの美德に慰められることがなかったなら。」(The web of our is of a mingled yarn, good and ill together: our virtues would be proud if our faults whipped them not; and our crimes would despair if they were not cherished by our own virtues.)。

「生きてる限りの人間にゃ、居所もありゃ暮し道もある」。(There's place and means every man alive.)。(William Shakespeare: *All's Well That Ends Well*. 「末よければ総てよし」、シェイクスピア著、坪内逍遙訳、『ザ・シェイクスピア』全原文+全訳文=全一冊、第三書館、572頁、574頁)。

ここに言う「人間」や「人生」に代えて、「書物」や「論文」、それらを構成する「題材」を主題としても、全く同様のことが妥当し得る。どのような書物も論文も題材も、種々様々の側面を包み込んでいる。当てる光の強弱、光の角度の違いに応じて幾つもの異なる情報を提示し得ることになる。

シェイクスピア後3世紀の歳月を経て、トルストイ（1828～1910）が次のような言葉を書き付けている。「どんなにつまらなく思われるものでも、人間はそれに全心を打ち込むことができるものである、それは周知の事実である。またどんなにつまらないものでも、注意をその一点に集中すれば、必ず無限大に生長するということも、同様に周知の事実である」（『戦争と平和』エピローグ第1編第10章、米川正夫訳、岩波文庫、第8分冊、95頁）。

トルストイは、女主人公ナターシャとその家庭を念頭において、人間が様々な対象に夢中になりうることを、そのとき没頭する対象は無限の価値を発揮しうることを強調している。「無限の価値」には及ばないまでも「多様な価値」を発揮し得ることもまた、どのような書物にも論文にも題材にも妥当するように思われる。

尤もトルストイの場合、或る対象が成長する反面、別の対象はすっぽりと視野から抜け落ちてしまう精神の弁証法をも指摘しているわけで、没頭する対象の成長が他の局面の犠牲を伴うことも覚悟されねばならないのではあるが。

(2) 『資本論』朗読に驚愕

「どんなにつまらなく思われるもの」であっても「多様な価値」を発揮し得る題材の一例として、『資本論』第1巻第24章「いわゆる原始的蓄積」第3節「一五世紀末以後の被収奪者に対する血の立法、労賃引き下げのための諸法律」に含まれる「エドワード六世、——彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」に関する引用文を取り上げる。

筆者個人の事情に即して言えば、マルクス『資本論』の内容の一端に最初に具体的に触れたのが、この引用文だった。1960年4月に大学に進学して間もなく、安保闘争の高揚のなかで、政治（学）や経済（学）に無関心ではおれず、比較的熱心に経済学の講義に臨んだ。教養学部文科二類（当時は文学・教育学部志望者中心）の経済学担当者は川田侃（当時・助教授）。その著作『経済学講義』第一章「初期資本主義」第一節「資本主義の発生」において、「資本の原始的（本源的）蓄積」が次のように説明されていた。「中世における直接生産者と生産手段との歴史的分離過程を、資本の原始的もしくは本源（ursprüngliche Akkumulation des Kapitals）とよんでいる。中世における直接的生産者が生産手段から分離され、賃金労働者に転化する過程は、他面からみれば、産業資本家が発生する過程であり、その意味でそれは資本の、資本に照応する生産様式の前史を形成するからである。したがって、資本主義の発生を取り扱うに当って、その中心的問題となるのは、資本の原始的蓄積がいついかなる経過をたどって進行したかということである」。その歴史的過程の一環として「救貧条例（poor law）」が取り上げられていた。「創出された無産者＝浮浪者を取締る法令、浮浪者の処罰および救貧に関する条例をいう。エドワード六世治下の一五四七年の法規およびエリザベス女王治下の一五七二年の法規が有名である」（川田侃『経済学講義』東京大学出版会、1959年刊、11頁、19頁）。

川田侃は当時35歳、一五四七年の法規について『資本論』の該当箇所を、鋭く高い声で引用して聞かせた。生身の人間の肉体に焼鑊で烙印を押す——「奴隷は、一四日間仕事を離れれば終身奴隷の宣

告を受けて、額か背にS字を焼きつけられ」という部分であったか、「浮浪人が三日間ぶらついていたことがわかれば、出生地に送られ、灼熱の鋺で胸にV印を焼きつけられて」という部分であったか、いまは思い出す術もないが、ともあれ、資本主義形成期において極めて残虐な所業が試みられたことに、衝撃を受けた。教育学志望から『資本論』を学ぶ経済学への転向を促進された。

文系の学生ならば、『聖書』か『資本論』か、その手の大冊の古典を読み通すのでなければ、一人前ではない、当時の大学ではそういう雰囲気濃厚であった。それにも後押しされて、『資本論』訳書を、当時大抵の書物についてそうしていたように、大学近辺の駒場、神泉、渋谷に点在していた古書店で、日曜日には神田古書店街まで遠出して、買い集めた。(当時、日曜日でも書店は営業していた)。最初にそろったのが、長谷部文雄訳、青木文庫版の全13冊だった。

(3) 木を見て森を見ぬ悪癖

前述の通り、トルストイは、「どんなにつまらないものでも、注意をその一点に集中すれば、必ず無限大に生長する」と言うとともに、その一点が成長する反面、別の点は視野から欠落する精神の弁証法を指摘している。筆者の少年時代、大学入試数学難問集とか難解英文精選集という類の書物に熱中したことがあって、文章の隅々まで細かく神経を配る作業には快感さえ覚えるのに反して、一冊の書物を通読してその大意を読み取る作業を全く苦手とする—いわゆる木を見て森を見ぬ悪癖の固着という形で、精神の弁証法が作用することになった。大局がつかめないうまにひたすら些細な細部が気になって仕方がないのである。いや、正確には、些細な一字一句でも意味が掴めないものに出会うと、そこで停滞してしまっただけで全体の大局的把握に進めなくなる、と言うべきかも知れない。

木を見て森を見ぬ悪癖ゆえに、筆者の『資本論』本体の読解は甚だしく停滞を極めていた。人間社会一般について言えば、人の労働力が自分の生活維持に必要な物資以上の剰余の物資を生産しうる。資本制社会でならば労働者の労働力は自己の労働力の価値相当分を超えて剰余の価値を生産しうる—そういう人間の労働力の特徴を巡る『資本論』の説明のように十分に納得できる部分が、一方には確かに存在する。しかし他方で、『資本論』冒頭部分において「価値」と「労働」の概念の関係をいかに理解するのか、その関係を出発点とする論理展開の推進力は何なのか、そういう問題が容易には理解できなかった。

長谷部文雄訳全13冊を意地になって読み通しはしたが、全体の論理の脈絡は容易に掴めなかった。『資本論』の理論的分析は自分の手に余る仕事だ、相当に長い期間そういう思いにとらわれることになった。そのなかで少年時代の農業体験の故か、『資本論』に登場する農業の描写だけは馴染み易かった。経済学部と修士課程で日本農業、博士課程で英国農業を勉強、東北大学助手一年を経て、1970年春、桜吹雪の下、福岡市六本松にあった九州大学教養部に赴任した時、苦手の理論的分析は避けて、「『資本論』の英国農業」を専攻領域と決めていた。

それでも経済学教師として何とか『資本論』体系の一端なりと理解したいと試みるのだけれど、木を見て森を見ぬ悪癖ゆえに、その努力はなかなか結実しないのだった。例えば、大学の夏季休暇中に、

『資本論』第1巻第1篇第1章「商品」第1節「商品の二要素、使用価値と価値（価値実体、価値量）」で説明される価値実体論と第3節「価値形態または交換価値」で展開される価値形態論の関連を集中的に考えようと構えてみる。しかし初志貫徹は容易ではなく、脇道に迷い込んで仕舞うことになる。

第3節のなかで、マルクスはフランクリンについてこう述べている。「一流の経済学者の一人であってウィリアム・ペティに次いで価値の性質を見抜いた有名なフランクリンは、次のように言っている。『およそ商業は或る労働と他の労働との交換にほかならないのだから、すべての物の価値は労働によって最も正しく評価されるのである』（『B・フランクリン著作集』スパークス編、ボストン、1836年、第2巻、267頁）。フランクリンは、すべての物の価値を『労働で』評価することによって彼は交換される諸労働の相違を捨象し—したがって、それらの労働を同等な人間労働に還元しているのだ、—ということを意識していない。とは言え、彼は自分の知っていないことを言っているのである。彼は、まず『或る労働』と言ひ、次に『他の労働』と言ひ、最後に、あらゆる物の価値の実体としての、そのほかになにも名称のない『労働』と言っているのである」（*Das Kapital*, Bd.1, *Karl Marx-Friedrich Engels-Werke*, Bd.23, 1962, S.65. 岡崎次郎訳、国民文庫、第1分冊、99頁、ただし訳文を一部変更したことがある。以下、『資本論』からの引用は、特記ない限り同様の方式で表示する）。

こういう文章に遭遇すると、そのフランクリンの著作が気になってきて、読んでみたくなる。流石に九州大学と言うべきだが、図書館に行けば、フランクリン著作集が何種類か所蔵されていて、マルクスが引用した文章が、Benjamin Franklinの23歳の時の作品、*A Modest Enquiry into the Nature and Necessity of a Paper-Currency*であることが判明する。一読、興が湧いてきて、その夏休みは、〈フランクリン「愚考・紙幣の本質と必要」〉の読解と翻訳に費やされて、なかなか理解の及ばない課題、価値実体と価値形態の体系的考察は、先送りされて仕舞うのである。

遅々として捗らない読解力の弱さを自覚すればするほどに焦りが生じて、その代償作用として、マルクスが引用する大小様々の古典や雑書の耽溺へと誘導されることになる。それらの古典や雑書の端々に興味ある事柄を見出しては、何がしか学問において怠惰ではないかのような気分になることに救いを求めている。

(4) 『資本論』邦訳書略史

『資本論』本体の理論の把握に難渋するままに、『資本論』引用書の脇道散歩を重ねていた1979年の春休み、1960年の『資本論』初体験の後ほぼ一九年を経て、不思議な偶然だが、「エドワード六世、—彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」を巡る『資本論』の記述に再び注目することになった。その部分の日本語翻訳に誤訳が潜んでいることを「発見」したのだった。

『資本論』の日本語翻訳は、第二次大戦以前においては、完訳としては高島素之訳が唯一のものであった。第二次大戦後には、第二の完訳として長谷部文雄訳が、日本評論社より1950年に完結し、その後青木書店より総索引を含む全14分冊の文庫版として1954年までに刊行された。三番目の完訳は岩波文庫版の向坂逸郎訳、『資本論』本体については第11分冊までが1954年までに（解題・索引の第12分

冊が1956年12月に) 刊行された(鈴木鴻一郎『『資本論』日本語版解説』、『資本論辞典』青木書店、1961年刊、所収、722～729頁)。その後、1969年～1970年に全9冊の形式に改められて、現在に至っている。

四番目の完訳として大月書店・国民文庫版の岡崎次郎訳が続いた(国民文庫版にはマルクス・エンゲルス全集刊行委員会を訳者名とする1964年完結の全11冊の旧版、訳者名を岡崎次郎と明記した1975年完結の全9冊の新版がある)。(岡崎次郎『マルクスに凭れて六十年、自嘲生涯記』青土社、1983年刊、290頁、296～7頁、386頁)。

そういう次第で、筆者の誤訳「発見」当時の『資本論』邦訳書の状況は次のようであった。「今日では、それぞれ文庫版をふくむこれら青木書店・岩波書店・大月書店刊行の三訳書が一般的に使用され、エンゲルス版を底本とした戦前の高島訳の再刊はない。」(清水真人『高島素之一日本の国家社会主義』現代評論社、1978年刊、182頁)。

(5) 『資本論』邦訳書三種

「エドワード六世、——彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」を巡るマルクス『資本論』の記述を、青木文庫長谷部訳、岩波文庫向坂訳、国民文庫岡崎訳の順番に示してみる。1979年春、筆者が「発見」した誤訳は、長谷部訳書では4行目、向坂訳書と岡崎訳書では、5行目に現れる、Sの字を烙印される場所について、太字で示した〈額または背に〉(長谷部訳)、あるいは〈額か背に〉(向坂訳、岡崎訳)のなかの「背」である。ここが、正確には「頬」と訳さなければならないところである。〈額または頬に〉あるいは〈額か頬に〉となるべきなのである。後にマルクス『資本論』の記述をドイツ語原文で提示するが、該当するドイツ語は〈auf Stirn oder Backen〉である。〈Backen〉は「頬」であり「背」ではない。「背」ならば〈Rücken〉でなければならない。背囊のことを日本語でも「リュックサック」と呼ぶことがあるが、その類語の「リュッケン」が「背」である。以下のように、三訳書とも「頬」を「背」と誤訳しているのである。

よく考えると、奴隷であることを明示するために〈slave〉のSの字を烙印するのだから、着物で隠される「背中」に焼燙を当てても意味が無いのである。だが、そういう些細なことに注目する奇特な人は居なかった。筆者自身も、後述の通り、長い間、不思議とも思わず三訳書を読み過ごしていたのだ。

青木文庫長谷部訳

エドワード六世、——彼の統治第一年たる一五四七年の一條例の規定によれば、労働することを拒む者は、彼を怠け者だと告発した人の奴隷として宣告される。主人はパンに水と、薄い飲み物と、適当と思うような肉屑とをもって、奴隷を養うべきである。彼は、鞭と鎖とにより、奴隷にどんな厭な労働でもさせる権利を有する。奴隷が逃亡一四日に及べば終身奴隷の宣告を受けて、**額または背に**Sの字を烙印され、三たび逃亡すれば反逆者として死刑に処せられる。主人は奴隷を、他の動産や家畜とまったく同様に、彼を売り、遺贈し、奴隷として賃貸することができる。奴隷が主人に逆って何か

を企画すれば、やはり死刑に処せられる。治安判事は訴えに基づき、その犯人を捜索せねばならぬ。放浪者が三日間ぶらぶらしていたことがわかると、その者は出生地へ送られ、赤熱の鋏をもって胸にVの字を烙印され、その地で鎖に繋がれて道路仕事その他の仕事に使われる。浮浪民が虚偽の出生地を申告すれば、罰としてその地の住民または団体の終身奴隷とされ、Sの烙印をされる。誰でも浮浪民からその子供を取りあげて徒弟とし、男児ならば二十四歳まで、女児ならば二十歳まで、保持する権利を有する。それが逃亡すれば右の年齢まで親方の奴隷とされるのであって、親方は意のままに鎖に繋いだり鞭打ったりすることができる。すべて主人は、奴隷の首、腕または脚に鉄の環を嵌めて識別しやすくし、自分のものなることを確実にすることを許される²²¹。この條例の最後の部分によれば、特定の貧民たちは、これに飲食物を給して仕事を与えようとする町村または個人によって使用されるべき旨を規定している。この種の教区奴隷は、ずっと十九世紀に入ってまでも、ラウンズメンの名でイングランドに保存されていた。

221) 『産業および商業に関する一論』、一七七〇年、の著者はいう。『エドワード六世の治下ではイギリス人は実際、真剣に製造業を奨励し貧民を働かせることに意を用いたように見える。このことは、すべての浮浪民は烙印さるべしと規定した注目すべき一條例を見ればわかる』云々と。(同上、八頁。)

(『資本論』長谷部文雄訳、青木文庫版、第4分冊、1952年、1122～1123頁)。

岩波文庫向坂訳

エドワード六世。その治世第一年である一五四七年の一法規では、労働することを拒む者は、彼を怠惰者として告発した者の奴隷となることを、宣告されるべきものと規定している。主人はパンと水と弱い飲み物と、適当と思われる屑肉とをもって、その奴隷を養うべきである。彼は、いかに厭わしい労働でも、鞭と鎖とで奴隷に強要する権利を有する。逃亡一四日間に及べば、奴隷は終身奴隷の宣告を受けて、額か背に、S字を烙印され、逃亡三回目には、国家の反逆者として死刑に処せられる。主人は、彼を他の動産や家畜と全く同様に、売却し、遺贈し、奴隷として賃貸しすることができる。奴隷が主人に逆らって何かを企てれば、やはり死刑にされる。治安判事は、告訴に基づいて、このような徒輩を探索せねばならない。浮浪人が、三日間無為に徘徊していたことが発覚すれば、出生地に送られ、赤熱の鋏で、胸にV字を烙印される。その地で鎖に繋がれて、街路上その他の労役に使用されねばならない。浮浪人が虚偽の出生地を申し立てたばあいには、その地の住民、または団体の終身奴隷とされ、S字を烙印される。何びとも、浮浪人からその子供を取上げて、男は二四歳まで、女は二〇歳まで徒弟としておく権利を有する。彼らが逃亡すれば、この年齢まで親方の奴隷とされ、親方は彼らを鎖に繋ぐも鞭打つも、意のままにすることができる。すべて主人は、その奴隷の首、腕、あるいは脚に鉄環をはめて、彼を識別しやすくし、自分のものなることを確実にしておくことを許される²²¹。この法規の最後の部分は、ある種の貧民が、彼らに飲食を給した仕事を与えようと欲する地区または個人によって使用されるべきことを規定している。この種の教区奴隷は、イギリスでは、一九世紀に入って長く roundsmen (廻り歩く者) の名で保存された。

221) 『産業および商業にかんする一論』一七七〇年、の著者は言う。「エドワード六世の治下では、イギリス人は、実際にきわめて熱心に、工業の奨励と貧民の使用とに着手したように見える。すべての浮浪人は烙

印さるべし、という注目すべき一法規からも、このことが看取される」云々と（同書、五ページ。）
（『資本論』向坂逸郎訳、岩波文庫版、第3分冊、1969年、373～374頁）。

国民文庫岡崎訳

エドワード六世。その治世の第一年、一五四七年の一法規は、労働することを拒むものは彼を怠惰者として告発した人の奴隷になることを宣告される、と規定している。主人は自分の奴隷をパンと水と薄いスープと彼にふさわしいと思われるくず肉とで養わなければならない。主人は、奴隷にはどんないやな労働でもむちと鎖とでやらせる権利をもっている。奴隷は、一四日間仕事を離れば終身奴隷の宣告を受けて、**額か背にS字を焼きつけられ**、逃亡三回目には国にたいする反逆者として死刑に処される。主人は奴隷を、他の動産や家畜とまったく同様に、売ることも遺贈することも奴隷として賃貸することもできる。奴隷たちが主人に逆らってなにごとかを企てれば、やはり処刑される。治安判事は告訴にもとづいてこういうやつらを検査しなければならない。浮浪人が三日間ぶらついていたことがわかれば、出生地に送られ、灼熱の鋸で胸にV印を焼きつけられて、その地で鎖につながれて街路上やその他の労役に使われる。もし浮浪人が虚偽の出生地を申し立てれば、その地の住民または団体の終身奴隷にされ、S字を焼きつけられる。だれでも、浮浪人からはその子供を取り上げて、男は二四歳まで、女は二〇歳まで徒弟にしておく権利をもっている。もし彼らが逃亡すれば、この年齢になるまで親方の奴隷にされ、親方は彼らを好きかってに鎖につないだりむち打ったりすることができる。だれでも主人は、自分の奴隷の首や腕や脚に鉄の環をはめて見分けやすいようにし、自分のものであることを確実にしておくことができる²²¹。この法規の最後の部分は、ある種の貧民が、彼らに飲食物を与えて仕事を見つけてやろうとする地区または個人によって使用されるべきことを規定している。この種の教区奴隷は、イギリスでは一九世紀になっても長く roundsmen（回り歩く人）という名で保存されていた。

221) 『産業および商業に関する一論』、一七七〇年、の著者は次のように述べている。「エドワード六世の治下では、イギリス人は、じっさい、非常に熱心に、工業を奨励し貧民を働かせることに努めていたようである。このことは、浮浪人はすべて焼き印を押されるという奇妙な法規があったということからも知られるであろう。」（同書、五ページ）

福留註記——岡崎訳書の本文部分では「エドワード六世」となっているものが、註記部分ではエドワード六世と記されている。

（『資本論』岡崎次郎訳、国民文庫版、第3分冊、1972年、393～394頁）。

(6) 簡約版『貧民の状態』

上には該当するドイツ語が〈auf Stirn oder Backen〉であるから、日本語訳は〈額または頬に〉あるいは〈額か頬に〉となるべきである、と記した。マルクス『資本論』ドイツ語原文を読んでいて、邦訳書の誤訳を発見したかのような口吻に聞こえるかも知れない。

だが、決してそうではない。確かに、『資本論』原書の冒頭から改めて一字ずつ辞書を引きつつ筆記

帖に書き取る作業を継続はしていた。しかし、その作業が、『資本論』第1巻第24章「いわゆる原始的蓄積」に及ぶよりもはるかに早い時点において、木を見て森を見ぬ悪癖に導かれて偶然に手に取った或る古典関連書、マルクスが推奨する或る古典関連書が、「エドワード六世、——彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」を巡る『資本論』の日本語翻訳版における誤訳の存在を知らせて呉れたのだった。

『資本論』第1巻第7篇「資本の蓄積過程」第23章「資本主義的蓄積の一般的法則」第1節「資本構成の不変な場合に蓄積に伴う労働力需要の増加」で、マルクスは「資本の増大は、その可変成分、すなわち労働力に転換される成分の増大を含んでいる」(S.641. 第3分冊189頁) こと、「資本の蓄積はプロレタリアートの増殖である」(S.642. 190頁) ことを述べた後で、「古典派経済学はこの命題を十分に理解していた」(S.642. 191頁) として、ジョン・ベラーズ『産業専門学校設立提案』1696年 (John Bellers, *Proposals for raising a colledge of industry*)、バーナード・ド・マンデヴィル『蜜蜂の寓話』第5版、1728年 (Bernard de Mandeville, *The fable of the bees*, 5th ed.)、F・M・イーデン『貧民の状態、またはイギリス労働者階級の歴史』1797年 (Frederic Morton Eden, *The state of the poor, or an history of the labouring classes in England*) から該当する章句を引用している。それに付け加えて「ついでに言えば、F・M・イーデン卿は、アダム・スミスの弟子のなかで18世紀に何か有意義な仕事をした唯ひとりの人である」(S.644. 194頁) と、賞賛する。

このイーデン『貧民の状態、またはイギリス労働者階級の歴史』1797年そのものは、大判の上・中・下3巻から成る古典的大作であるが、A・G・L・ロジャーズの編纂した簡約版が1929年に刊行されて、1971年にその復刻版が再刊されていた。(The State of the Poor, a history of the labouring classes in England, with Parochial Reports. By Sir Frederic Morton Eden, Abridged and edited by A.G.L. Rogers. First Published 1929, Reissued 1971 by Benjamin Blom, Inc., New York)。

1797年の春休みに、この簡約版を読んでいて、「エドワード六世、その治世の第一年、第三号法規」(I Edward VI., c3) を巡る次の記述に遭遇した。下線を付した部分が特に注目されるべきである。

It was therefore enacted “That if any man, or woman, able to work should refuse to labour, and live idly for three days, that he, or she, should be branded with a red hot iron on the breast with the letter V, and should be adjudged the slaves, for two years, of any person who should inform against such idler. And the master was directed to feed his slave with bread and water or small drink and such refuse meat as he should think proper; and to cause his slave to work, by beating, chaining, or otherwise in such work and labour (*how vile so ever it be*) as he should put him unto,” and the Statute adds that “if he runs away from his master for the space of 14 days, he shall become his slave for life, after being branded on the forehead or cheek with the letter S; and if he runs away a second time and shall be convicted thereof by two sufficient witnesses, he shall be taken as a felon, and suffer pains of death, as other felons ought to do.” Masters were empowered “to sell, bequeath, let out for hire or give the service of their slaves to any person whomsoever, upon such condition and for such term of years as the said persons be adjudged to him for slaves, after the like sort and manner as he may do of any other of his moveable goods or chattles.” (*The State of the Poor, a history of the labouring classes*

in England, with Parochial Reports. By Sir Frederic Morton Eden, Abridged and edited by A.G.L. Rogers. pp.10-11)。

「そこで、次のように規定されることになった。男であれ女であれ、労働が可能であるにもかかわらず、労働することを拒んで、三日間ぶらぶらしていると、灼熱の鑊で胸にV印を焼きつけられて、二年の間その者を怠惰者として告発した人の奴隷になることを宣告される。主人は自分の奴隷をパンと水か少々の飲み物と彼にふさわしいと思われるくず肉とで養うように指示されていた。主人は、奴隷にはどんないやなものであってもやらせたいと思う労働と仕事を鞭と鎖とその他の方法で強制することができた。さらに法令はこう付け加えている。奴隷は、一四日間逃げていると終身奴隷の宣告を受けて、額か頬にS字を焼きつけられる。もし彼が逃亡二回目に及んで、二人の確実な証人によって有罪を立証されると、彼は重罪犯罪人として捕えられ、他の重罪犯罪人と同様に死刑に処される。主人は奴隷を、売ることも遺贈することもできる権限を与えられる。また、他の動産や家畜を扱うのとまったく同様の方法で、誰に対してであれ、その者が奴隷の代償として妥当だと判断するような条件に基づいて適当な年限にわたって、奴隷として賃貸すること、つまり奴隷を提供して望みのままに奉公させることもできる」。

(7) 邦訳書誤訳発見の瞬間

簡約版『貧民の状態』におけるこの叙述に含まれる事項は、〈労働可能にもかかわらず労働を拒否する者の奴隷化〉、〈その奴隷への劣悪な給食〉、〈一四日間逃亡した者の終身奴隷化とその奴隷の額か頬へのS字の烙印〉、〈逃亡累犯者の死刑処置〉、〈奴隷の販売、遺贈、賃貸〉など、『資本論』の「エドワード六世、—彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」を巡る記述の前半部分と酷似している。詳細に見ると、小さい差異は認められる。例えば、〈労働可能にもかかわらず労働を拒否する者の奴隷化〉に際して簡約版『貧民の状態』では「灼熱の鑊で胸にV印を焼きつけられる」規定になっているのが、『資本論』では〈労働を拒否する者の奴隷化〉に際しては「V印を焼きつけられる」ことはない。『資本論』では「灼熱の鑊で胸にV印を焼きつけられる」のは、治安判事の告訴に基づいて捜査・逮捕されて出生地に送還されたときとなっている。また、〈逃亡累犯者の死刑処置〉が簡約版『貧民の状態』では「逃亡二回目」において死刑とされるのが、『資本論』では「逃亡三回目」に緩和されている、という違いもある。だが、その種の些細な差異を超えて、主要事項の一致こそが際立っている。

そして、簡約版『貧民の状態』のこの叙述を遇目したとき、何にも増して筆者の注意を引き付けたのは、〈Statute adds that “if he runs away from his master for the space of 14 days, he shall become his slave for life, after being branded on the forehead or cheek with the letter S〉という一文だった。この一文に着目したときの驚きを筆者は今もなお鮮明に記憶している。「あっ！ マルクスは間違っている」と、思わず叫んでいた。

事の次第は、こうである。一方で、できる限りの時間を注ぎ込んで、『資本論』原書の冒頭から一字ずつ辞書を引きつつノートに書き取る作業を継続していた。しかし、他方で、通常の『資本論』参照は、青木文庫版、岩波文庫版、国民文庫版、それぞれに適宜頼っていた。対応する部分を『資本論』

邦訳文庫版から、引用すると次の通り。〈長谷部文雄訳「奴隷が逃亡一四日に及べば終身奴隷の宣告を受けて、額または背にSの字を烙印され」〉。〈向坂逸郎訳「逃亡一四日間に及べば、奴隷は終身奴隷の宣告を受けて、額か背に、S字を烙印され」〉。〈岡崎次郎訳「奴隷は、一四日間仕事を離れれば終身奴隷の宣告を受けて、額か背にS字を焼きつけられ」〉。この部分に誤訳が存在することは想定外だったから、「額か背にSの字を烙印される」と、『資本論』原書にマルクスも書き記しているのだ、そう思い込んでいた。

その思い込みは、『資本論』邦訳文庫版のみに基づくものではなかった。1970年4月から、教養課程の経済学担当教師として週4回の講義を開始した。その際に教科書としたのは、宇野弘蔵編著（大島清・玉野井芳郎・大内力・執筆）『経済学』上・下（角川書店、1956年刊）だった。以後数年にわたって同書の中軸に講義を行った。同書には、「エドワード六世の治世第一年である、一五四七年の法規は、労働することを拒むものは、彼を怠惰者として告発した者の奴隷となることを宣告されるべきものと規定している。そして主人はパンと水とうすいスープと適当と思われる屑肉とをもってその奴隷を養うべきである。もし逃亡して一四日間におよぶと奴隷は終身奴隷の宣告を受けて、顔か背にS字を烙印され、逃亡三回目には、国家の反逆者として死刑に処される」（上巻、53頁）という記述が含まれていた。「額か背に」が「顔か背に」と変容しつつも、「額か頬に」と正されることなく誤りだけは継承されていた。

「額か背に」という思い込みの下で、〈being branded on the forehead or cheek with the letter S〉「額か頬にSの字を烙印され」という簡約版『貧民の状態』の一文に出会ったのである。しかも、この文章の最初に〈Statute adds〉「法令はこう付け加えている」と記されている。咄嗟に思ったのは、法令のこの部分をマルクスが書き写してドイツ語に翻訳する過程で誤りを犯したのだろう、ということだった。

急いで『資本論』原書の該当箇所を開いてみると、〈auf Stirn oder Backen mit dem Buchstaben S gebrandmarkt〉となっている。辞書で確かめると、〈Stirn〉は「額」で、〈Backen〉は「頬」である。「マルクスは間違っている」と思ったのは、筆者の錯覚だった。マルクスは正しく「額か頬に烙印される」と訳していた。間違っていたのは、日本語版翻訳者たちだった。

(8) 邦訳書誤訳引継の経緯

『資本論』はドイツ語主体の書物であり、したがって日本語翻訳者はドイツ語を日本語に翻訳する。しかし、日常的には先行の邦訳書に親しんでいるわけで、先行の邦訳書に含まれる誤訳も引き継がれていく傾向を免れない。

「額か背に」という誤訳は、高島素之（1886年1月6日～1928年12月23日）の最初の完訳版に既に登場していた。「逃亡十四ヶ日に及ぶと、奴隷は終身奴隷にされ、額なり背なりにSの字を烙印される」（新潮社版『資本論』第一巻、1925年、987～988頁）。

長谷部文雄は、「昭和十年の末ころ」から「十三年の春まで」毎週一回、『資本論』の研究会もつた。「この研究会の運営は、梯明秀を座長として、私は、テキストである高島訳改造社版の誤訳悪訳を

指摘訂正し、当番であるメンバーの研究報告を中心に討論するというやり方であった。」(長谷部文雄『資本論』とわが師、わが友(四)』『経済評論』1956年4月号所収、162頁)。この際に、高島の「額なり背なりにSの字を烙印される」という誤訳が脳裏に焼き付いたのかも知れない。

向坂逸郎は、高島訳の先駆的意義にふれ「高島氏の訳本が出はじめたのは、私の学生時代であった。それ以後、私は、この高島氏の訳本をいく度読んだかわからない。また、この訳本をつかっていくど研究会をやったかわからない。」「高島氏が翻訳されたときは、マルクス独特の専門語をどういう日本語に訳したらいいか、どんなに苦心されたろうか想像できる。私共は、いつとはなしに高島氏の訳語を頭に入れてしまっている」(向坂逸郎「資本論と四十年」『日本読書新聞』1957年2月4日号)と、その影響の大きさを認めている。

岡崎次郎は、向坂逸郎名義で刊行されている岩波文庫版の第一訳稿の作成に着手した1947年ころから全巻訳了の1954年までにおける、先行の長谷部訳の役立ちについて、こう述べている。「その間私にとって幸運だったのは、終始長谷部訳が少なくとも数か月まえに出ていたことだった。もちろん長谷部訳をなぞったのではない。」「ただ『後者が前者の轍を踏まない』という消極的な意味で長谷部訳が大いに役立ったのである。」(岡崎次郎『マルクスに凭れて六十年、自嘲生涯記』青土社、1983年刊、223頁)。翻訳の経験者には、容易に了解されることだが、先行翻訳の有用性は決して「消極的な意味」にとどまるものではない。

こうした形で、「額か背に」の誤訳が翻訳者間に継受されて、1982年の『資本論』第3巻第4分冊の訳了によって『資本論』第五の完訳者となる宮川實の場合も、「奴隷は、一四日間仕事をはなれば終身奴隷の宣告を受けて、額または背にS字を焼きつけられ」(『資本論』第1巻第3分冊、あゆみ出版、1978年、225頁)と、誤訳を犯すことになっている。

(9) 『資本論』原書の記述

『資本論』の「エドワード六世、—彼の統治第一年たる一五四七年の一條例」を巡る記述の原文を示しておきたい。1979年春に参照したのは、「マルクス・エンゲルス著作集、第23巻」(*Karl Marx-Friedrich Engels-Werke*, Bd.23, 1962,)であるが、ここではマルクスが存命中に刊行された『資本論』第1巻第2版の該当部分を掲げる。(*Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie*. Von Karl Marx. Erster Band. Zweite verbesserte Auflage. Hamburg. Verlag von Otto Meissner. 1872. S.765-766)

Edward VI. : Ein Statut aus seinem ersten Regierungsjahr, 1547, verordnet, dass wenn Jemand zu arbeiten weigert, soll er als Sklave der Person zugeurtheilt werden, die ihn als Müssiggänger denuncirt hat. Der Meister soll seinen Sklaven mit Brod und Wasser nähren, schwachem Getränk und solchen Fleischabfällen, die er passend dünkt. Er hat das Recht, ihn zu jeder auch noch so eklen Arbeit durch Auspeitschung und Ankettung zu treiben. Wenn sich der Sklave für 14 Tage entfernt, ist er zur Sklaverei auf Lebenszeit verurtheilt und soll auf Stirn oder Backen mit dem Buchstaben S gebrandmarkt, wenn er zum drittenmal fortläuft,

als Staatsverrätther hingerichtet werden. Der Meister kann ihn verkaufen, vermachen, als Sklaven ausdingen, ganz wie andres bewegliches Gut und Vieh. Unternehmen die Sklaven etwas gegen die Herrschaft, so sollen sie ebenfalls hingerichtet werden. Friedensrichter sollen auf Information den Kerls nachspüren. Findet sich, dass ein Herumstreicher drei Tage gelungert hat, so soll er nach seinem Geburtsort gebracht, mit rothglühendem Eisen auf die Brust mit dem Zeichen V gebrandmarkt, und dort in Ketten auf der Strasse oder zu sonstigen Diensten verwandt werden. Giebt der Vagabund einen falschen Geburtsort an, so soll er zur Strafe der lebenslängliche Sklave dieses Orts, der Einwohner oder Korporation sein und mit S gebrandmarkt werden. Alle Personen haben das Recht, den Vagabunden ihre Kinder wegzunehmen und als Lehrlinge, Jungen bis zum 24. Jahr, Mädchen bis zum 20. Jahr, zu halten. Laufen sie weg, so sollen sie bis zu diesem Alter die Sklaven der Lehrmeister sein, die sie in Ketten legen, geisseln etc. können, wie sie wollen. Jeder Meister darf einen eisernen Ring um Hals, Arme oder Beine seines Sklaven legen, damit er ihn besser kennt und seiner sicherer ist²²¹⁾. Der letzte Theile dieses Statuts sieht vor, dass gewisse Arme von dem Ort oder den Individuen beschäftigt werden sollen, die ihnen zu essen und zu trinken geben und Arbeit für sie finden wollen. Diese Sorte Pfarreisklaven hat sich bis tief ins 19. Jahrhundert in England erhalten unter dem Namen roundsmen (Umgeher).

221) Der Verfasser des „Essay on Trade, etc.1770“ bemerkt: „Unter der Regierung Edward’s VI. scheinen sich die Engländer in der That mit vollem Ernst auf Encouragierung der Manufakturen und Beshäftigung der Armen verlegt zu haben. Diess ersehn wir aus einem merkwürdigen Statut, worin es heisst, dass alle Vagabunden gebrandmarkt werden sollen u, s. w. (l. c. p. 8.)

福留註記——上記註記221)末尾部分にsollen“という形で対になるダブルクォーテーション符号があるべきところ、原書には欠けている。さらに、„Essay on Trade, etc.1770“からの引用をマルクスはp.8としているが、p.5が正しい。

(10) 三人の翻訳者への報知

〈額または背に〉(長谷部訳)あるいは〈額か背に〉(向坂訳、岡崎訳)のなかの「背」は誤訳であり、〈額または頬に〉あるいは〈額か頬に〉と正されるべきである、そういうことが判明して間もなく、筆者は二つの作業を行った。

一つは、当時御茶の水書房を版元としていた月刊誌『社会科学の方法』から依頼があったのを奇貨として、随筆「マルクスは頬と訳した」を執筆したこと。1979年4月6日付のこのエッセーは、『社会科学の方法』1979年10月号7～9頁に掲載された。後に、大学時代の恩師・大内力先生は、正月に大内邸に集まったゼミナールの先輩方の中で楽しい話題となった旨、知らせて下さった。

二つは、三人の『資本論』邦訳者に宛てて手紙を書いたこと。三人の生年と没年を列記する。長谷部文雄(1897年6月29日～1979年6月13日)、向坂逸郎(1897年2月6日～1985年1月22日)、岡崎次郎(1904年6月29日～1984年9月30日以後行方不明)。1979年春の時点では、三名ともに存命ではあって、三名ともに返信を下された。しかしながら、長谷部先生と向坂先生は傘寿を超えて体調を崩して

おられた。青木書店と岩波書店へ誤訳訂正の連絡の面倒の労をとられることはなかったであろう。岡崎先生は、長谷部・向坂両先生より七歳若く、当時七十歳代半ば、国民文庫版元の大月書店に連絡して頂いた模様ながら、大月書店の小林直衛社長の急死という事情があって、誤訳の訂正の運びには至らなかった。こうして現在刊行されている岩波文庫版、国民文庫版では「背」の誤訳が残ったままである。(僅か一字の訂正とは言え、一冊全体を印刷し直すには、相当の費用を要するだろうから、企業経営の観点からは、誤訳訂正は困難であり、避けたいことであるに違いない。)

— Tout homme est mortel; or je suis un homme; donc je suis mortel.

(すべて人間は死すべき存在である。ところで私は人間である。従って私は死すべき存在である。)

— Il y a une chose qu'il ne faut pas oublier, c'est qu'on ne vit qu'une fois.

(忘れてはいけないことがある、人生は一回きりである。)

誤訳「発見」の1979年春から三七年が経過しようとしている。昨今、思いがけない友人知人の訃報に接する機会が増すなかで、仏和辞典にこの種の文例を見出すと、自分の存命中に何らかの形で記録として残すべき書類に思いが及ぶことになる。就中、三名の訳者の書簡については、その方々の九州大学との縁を思い、筆者自身が狭心症の発作に苦しんだ経験を重ねて思えば、筆者の他界とともに消滅するのを忍び難く思う気持ちになる。戦前戦中の『資本論』弾圧の嵐を耐え抜いて、戦後『資本論』完訳の仕事成就了した人々については、その筆跡だけで「資料」として記録に留めるに値するのではないだろうか。

(11) 長谷部文雄先生の返信

「冠省。先般、御論稿と併せて / お手紙拝受いたしました。拙訳『資 / 本論』の誤り 御指摘下さりありが / とう存じます。私は二、三年前から / 体調を悪くしておりましたが (近日 / 中に82歳)、昨秋以来、急激 / に老衰。(食欲だけは旺盛。) / 頭も (まだ軟化までは行っていないつもり / ですが) ひどくボケてしまひまして、 / 折角の御叱正も活用する機会、 / 能力はないかと存じお (り — 引用者補足) 申訳ありません / (学問はときどき、夢の中でだけ / 致します)。 / 御礼と御詫びだけ申し上げます。 / 長谷部文雄 /

福留 久大 様 / 九州大学には今から十年あまり (?) / 前、「経済理論学会」のときに参り / ました。多分、高木幸二郎 / さんたちに案内されて、「福岡マラソン」 / のコースらしい半島をドライブしたこと、 / 時々、思い出してなつかしく — という / 次第です。 / どうぞ御自愛と御精励を祈上げま / す。」

長谷部先生は「ひどくボケてしまい」と書いておられるが、文章を見る限りではその気配は認められない。「折角の御叱正も活用する機会、能力はないかと存じお (り)」の「り」が脱字と考えられるが、それ以外に乱れは無い。旧友・高木幸二郎先生の姓名も正確、志賀島について「福岡マラソンのコースらしい半島」と言うのも正確、そして「学問はときどき、夢の中でだけ致します」という諧謔

も味わい深い。昭和54年5月31日、大船局の消印が押された封書を頂いて10日ばかり、6月13日が長谷部文雄先生の命日である。

(12) 向坂逸郎先生の御誘い

向坂先生から頂いた返信の実物は所在不明になってしまっている。向坂先生に因む何かの集いで皆さんに披露してその後保管場所を失念したらしい。手許に残るのは葉書二通の文面の複写だけ。一通は「御多用中をありがとうございます。今後ともよろしく願ひ上げます。お元気に！ 草々」「東京都中野区上鷺宮五―一八―一―一 向坂逸郎」。他の一通は、やや詳しい。「引用文の件 興味深く思いました。それから試験問題のことももうずい分むかしのことで忘れてしまいました。お序の時 拙宅に立寄ってください。いろいろお話をする時を得ませう 私の病気は一年余りつづいておりますが、今年にはあたたかくなりますと、もうよくなります。ぜひおよりください。草々」。

二通目にある「試験問題のこと」は筆者の失策だった、と今も思う。向坂逸郎著『資本論入門』（岩波新書、1967年刊）のなかに谷崎潤一郎の作品「小さな王国」に触れたところがある。「私は、ある時この作品を、大学生の試験問題に選んで論評させたことがある。むろん、経済学の試験問題だから、芸術作品として論評することを求めたのではない。この作品の内容をなしている物語の中から、経済学的なテーマを問題にしたのであった」（14頁）。谷崎の「小さな王国」から「経済学的なテーマ」としてどういう問題を立て得るか、以前から知りたいと思っていたので、「額か背に」の誤訳訂正の件と併せて、手紙を書いたのだった。誤訳訂正の問題だけに絞って書けば、病中の向坂先生からでも、もう少し具体的な反応が得られたかも知れない、と後悔が残った。

ついでの際に立ち寄るようにお誘いを受けた。先生にとっては、誤訳云々よりも後進の経済学徒に種々の事柄を伝えおくことが大事だったのだろう。当時、共通一次試験の出題委員を務めていて、年に数回は駒場の大学入試センターに出張していた。しかし、ぎりぎりまで作題に没頭せざるを得ない状況で、向坂先生の病気見舞いの時間は得られなかった。

向坂先生がお亡くなりになったのは、1985年1月22日。新聞が御逝去を報じた日の夜、六本松の筆者の研究室に、都留大治郎先生の電話が入った。何故、筆者が相手に選ばれたのか不明ながら、向坂先生の弔い酒を酌み交わしたいとのことで、都留先生行きつけの店に向向いた。向坂先生が弾圧の厳しさを覚悟して子孫を残さない決心をされたこと、後進の育成に心を砕いて都留先生自身の事例を含めて様々の執筆・出版の機会を工夫されたことなど、日ごろは賑やかな都留先生が何時になくしみじみと話して下さった。

(13) 岡崎次郎先生の御連絡

「拝復 四月一五日付御丁重な御手紙拝読致しました。拙訳をお読み下さったうえ、なかなか気のない誤りを御訂正下さいまして、心から厚く御礼申し上げます。発行元大月書店の社長が急逝され

て、少しごたごたしていますので、それが治まりしだい早速訂正を申し入れておくことに致します。小生九大を退職してから早くも二〇余年を経ましたが、その後なんの進歩もなく、平凡な生涯の終端に近づきつつありますが、この両三年間は、社会思想社企画の「M・L主義事典」編集の仕事に没頭しています。身体だけ丈夫で頭のほうはぼけて行くようです。奥田君や小島君によろしく。」

岡崎次郎先生の九州大学在職は1951年7月15日から1955年4月30日までとなっている（『九州大学教養部三十年史』1984年刊、490頁）。この間、教養課程の経済学を担当された。「奥田君や小島君によろしく」とあるのは、教養課程の社会思想史担当の奥田八二先生（1950年5月就任）と岡崎先生と入れ替わりのように教養課程の経済史を担当されることになった小島恒久先生（1955年4月就任）を指す。

「五年足らずの九大在職期間は、私にとって、ただ空しさだけが残った戦争中や、ただ慌ただしく上ずっていた戦争直後の期間に比べれば、いくらか充実した生産的な時期となった」というのが、岡崎先生の述懐である。奥田・小島人物評も記されている。「奥田はなかなか闘争的な男で、私にもいろいろ親切にしてくれる一方でずいぶんよく食いついてきた。ところが向坂にたいしてだけは、なにを言われてもまったく無抵抗で従順そのものだった。私はその名前から忠犬ハチ公を連想していたほどだった」。「小島は仲間のうちでも最年少だったが勉強家で文章もうまく少しも生意気なところのない好感のもてる青年で、胸を患って暫く入院療養していたが、退院後は我が家の近くに住んでいたのになにかと心安く雑用まで頼まれてくれた」。（岡崎次郎『マルクスに凭れて六十年、自嘲生涯記』青土社、1983年刊、226頁、220頁、236頁）。

『社会科学の方法』に執筆した随筆「マルクスは頬と訳した」が、1979年4月6日付になっていること、岡崎先生の返信に「四月一五日付御丁寧な御手紙」とある日付が符合するように思えて、筆者は、この葉書を「頬」が「背」と誤訳されたことの報知に対する返信だと錯覚していた。今回、改めて点検すると、岡崎先生よりの葉書は1978年4月21日付で目黒局の消印が押されている。筆者の住所も1978年夏まで住んでいた東区医学部北町になっている。とすると、1978年「発見」の別の「誤訳」の報知に関わる葉書ということになる。錯覚に基づいてこれを保存し、1979年の葉書は誤って処分したのか、あるいは返信が得られなかったのか、今はいずれとも判断できない状態である。

(14) 『植民とキリスト教』

1978年「発見」の別の「誤訳」と書いたけれど、正確には「誤訳(?)」という奇妙な表現を用いなければならぬ多少とも厄介な事情が存在する。

『資本論』第1巻第24章「いわゆる原始的蓄積」第6節「産業資本家の生成」において、マルクスは、ウィリアム・ハウイト『植民とキリスト教。ヨーロッパ人の全植民地における先住民の取り扱いの歴史』ロンドン、1838年、(*Colonization and Christianity: a popular history of the treatment of the natives by the Europeans in all their colonies*. By William Howitt. Originally published in 1838 by Longmans, London. Reprinted 1969 by Negro Universities Press, New York.) に基づいて、「あの謹厳なプロテスタントの先

達、ニュー・イングランドの清教徒」が、インディアンの頭の皮一枚あるいは捕虜一人につき何ポンドと賞金を懸ける「残虐きわまる暴力によって」植民を進めた様子を描いている。1744年のマサチューセッツ・ベイ（Massachusetts-Bay）の「女と子供の頭皮には50ポンド！女と子供の捕虜には55ポンド！」という懸賞金の事例が挙げられる。（For women and children 50*l.*, scalps!— 55*l.*, captives!）（p.348）というのが、ハウイトの原文である。

この一文に該当する『資本論』各版の文章が、「誤訳（?）」という奇妙な現象を惹起する原因になっている。マルクスが自ら編集に当ることができた①『資本論』初版（1867年）、②二版（1872年）、③フランス語版（1872-75年）について見ると、「女と子供の捕虜には55ポンド、女と子供の頭皮には50ポンド！」と訳されている。ハウイトの原文と対比すると、「捕虜」と「頭皮」の並ぶ順番は逆になっているが、懸賞金の内容に間違いはない。

エンゲルス編集④三版（1883年）において、「女と子供の捕虜には50ポンド、女と子供の頭皮には50ポンド！」と、誤りが発生した。同じくエンゲルス編集⑤四版（1890年）にこの誤りが受け継がれ、以後の版に定着することになる。

その間に、カウツキー編集⑥民衆版（1914年）において、マルクス生前の二版を底本としたことによって、「女と子供の捕虜には55ポンド、女と子供の頭皮には50ポンド！」と一度は訂正されている。しかし、カウツキーの声望がロシア革命後の社会主義圏で低下したことに起因してか、このカウツキー版は継承されなかった。

第二次大戦後に登場した完訳三書、長谷部訳・向坂訳・岡崎訳の場合、底本となったのは、第一に、第二次大戦前から1950年代にかけてモスクワのマルクス・エンゲルス・レーニン研究所編集になる⑦研究所版（第一巻・1932年）であり、第二に、ベルリンのマルクス・レーニン主義研究所編集『マルクス・エンゲルス著作集』（日本での呼称は『全集』）所収⑧全集版（第一巻・1962年）である。⑦研究所版でも、⑧全集版でも、エンゲルス版を重視したために、「女と子供の捕虜には50ポンド、女と子供の頭皮には50ポンド！」と、誤りが訂正されないままに、残っている。

そこで、邦訳三種の文庫版の該当箇所を列举すると、次の通りである。

長谷部文雄訳：「女や子供の捕虜には五十五ポンド、女や子供の頭蓋皮には五十ポンド！」（1964年第11刷、第4分冊1122頁）。

向坂逸郎訳：「女と子供の捕虜には五〇ポンド、女と子供の頭蓋皮には五〇ポンド！」（1969年第1刷、第3分冊、401頁）。

岡崎次郎訳：「女と子供の捕虜には五〇ポンド」（1973年第3刷、第3分冊、422頁）。「女と子供の捕虜には五〇ポンド、女と子供の頭の皮には五〇ポンド！」（1977年第8刷、第3分冊、422頁）。

長谷部訳を見ると、マルクス生前の『資本論』各版に対しては、正しい翻訳であるが、底本とした⑦研究所版に関しては「誤訳（?）」との指摘を受けるかも知れない。長谷部先生は、『資本論』初版やフランス語版をも参照した旨を明記しておられる（第1分冊、7～8頁）。翻訳の過程で⑦研究所版の誤りに気付いて訂正された、と考えられる。

向坂訳は、⑦研究所版、⑧全集版に対しては、「誤訳」とは言えないかも知れない。しかし、マルクス自身のドイツ語翻訳に対しては「誤訳」ということになる。「女と子供」に対する懸賞金の記述の直前に、「男の頭蓋皮に一〇〇ポンド、男の捕虜に一〇五ポンド」というように頭皮と捕虜とで懸賞金の額が異なる記述が先行している。このことを考えると、頭皮と捕虜とについて同額の懸賞金を懸ける記述に疑問を持って良かったのではないかと考えられる。

岡崎訳は、さらに複雑である。捕虜と頭皮に同額の懸賞金という記述に違和感を持たれたのか、当初は「女と子供の頭の皮には五〇ポンド！」の部分が脱落している。後にその部分が補充されて、向坂訳と同類になっている。

長谷部訳、向坂訳、岡崎訳、問題の部分に関する三つの翻訳を比較対照して、筆者は長谷部訳を正しい翻訳と考え、向坂訳、岡崎訳は誤訳だと判断する。向坂訳、岡崎訳は⑦研究所版、⑧全集版に対しては、直接には「誤訳」とは言えないかも知れない。しかし、⑦研究所版、⑧全集版に内容上の誤りが含まれている場合には、その誤りを正すことが翻訳者には求められるはずである。その意味で、初版やフランス語版を参照して⑦研究所版、⑧全集版に含まれる内容上の誤りを訂正した長谷部訳が正しい翻訳と言えるだろう。

上記の叙述の根拠として、『資本論』各版の該当部分の原文を列挙しておく。

- ① *Das Kapital*, Erster Band. Erste Auflage. 1867. S.737.
für gefangene Weiber und Kinder 55 Pfd. St., für Scalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!
- ② Zweite verbesserte Auflage. 1872. S.785.
für gefangne Weiber und Kinder 55 Pfd. St., für Scalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!
- ③ *Le Capital*. 1872-75. p.337.
55 *l. st.* par femme ou enfant pris, et 50 *l. st.* pour leurs scalps!
- ④ Dritte vermehrte Auflage. Herausgegeben von Friedrich Engels. 1883. S.779-80.
für gefangne Weiber und Kinder 50 Pfd. St., für Scalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!
- ⑤ Vierte durchgesehene Auflage. 1890. S.718.
für gefangne Weiber und Kinder 50 Pfd. St., für Scalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!
- ⑥ Volksaufgabe herausgegeben von Karl Kautsky. 1914. S.682.
für gefangene Weiber und Kinder 55 Pfd. Sterl., für Scalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. Sterl.!
- ⑦ *Das Kapital*, Buch I. Marx-Engels-Lenin-Institut, Moskau. 1932. S.793.
für gefangne Weiber und Kinder 50 Pfd. St., für Skalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!
- ⑧ *Das Kapital*, Bd.1, *Karl Marx-Friedrich Engels-Werke*, Bd.23. Berlin. 1962, S.781.
für gefangne Weiber und Kinder 50 Pfd. St., für Skalps von Weibern und Kindern 50 Pfd. St.!

(15) 『資本論』 邦訳その後

『植民とキリスト教』に関連する誤訳については、九州大学内の広報誌に投稿の機会を与えられた。「マルクスにも筆の誤り」『九大学報』1978年9月号、14～17頁。「エンゲルスに罪あり？」『九大学報』1979年6月号、31～32頁。「頬」を「背」とした誤訳については、先述の通り、『社会科学の方法』1979年10月号7～9頁に発表し、その後も種々の機会に同種の広報誌に同工異曲の随筆を書き連ねた。その指摘が功を奏したか否かは全く知りえないが、以後に刊行された『資本論』邦訳書三種においては、「額か頬に」と正しく訳出されることになった。「女と子供の捕虜には55ポンド」については、二書において正しく、一書においては「女と子供の捕虜には50ポンド」と訂正されないままである。

A. 社会科学研究所監修、資本論翻訳委員会訳。『資本論』第4分冊。新日本出版社、1983年刊。

- (1) 「奴隷は一四日間仕事を離れば、終身奴隷の宣告を受け、額か頬にS字〔英語の奴隷スレイヴの頭文字〕の烙印を押され、」(1259頁)。
- (2) 「女と子供の捕虜には五五*ポンド・スターリング、女と子供の頭蓋皮には五〇ポンド・スターリング！」*1〔第三版以後、「五〇」と誤記されている〕(1289頁)。

新日本出版社版においては、(1)の部分で、「額か頬に」と正訳されており、(2)の部分で、原書第三版以後の誤記が指摘されていることが特徴を成す。ただし、カウツキー版の正しさが見逃された点では、画竜点睛を欠くことになっている。

B. 今村仁司・三島憲一・鈴木直・訳。『資本論』第一巻(下)。筑摩書房、2005年刊。

- (1) 「奴隷が一四日間にわたって逃亡したら、終身奴隷の刑を受け、額か頬にSの字を烙印される。」(533頁)。
- (2) 「女性および子供の場合には五五ポンド、女性および子供の頭皮には五〇ポンドの懸賞金がかけられた。」(560頁)。

筑摩書房版は、(1)の部分で、「額か頬に」と正訳されており、(2)の部分でも、「女性および子供の場合には五五ポンド」と正訳されている。「場合」とあって「捕虜」の表現を欠くようにも思えるが、直前に「男のインディアンを捕まえると一〇五ポンド」と記されているので、「捕虜」を指すことは明らかである。

C. 中山元・訳。『資本論－経済学批判』第1巻Ⅳ。日経BP社、2012年刊。

- (1) 「この奴隷が一四日間にわたって逃亡していた場合には、終身奴隷の判決が下され、Sの文字が額か頬に烙印される。」(411頁)。
- (2) 「女性と子供の捕虜に五〇ポンドの懸賞金をかけ、さらに女性と子供の頭皮にも五〇ポンドの懸賞金をかけた。」(456頁)。

日経BP社版は、(1)の部分で、「額か頬に」と正訳されているが、(2)の部分では、研究所版・全集版の誤記が正されていない。

(2016年2月1日、脱稿)

〔九州大学名誉教授〕